

第2次「高知県 DV 被害者支援計画」の策定について

平成 24 年 3 月 30 日
県民生活・男女共同参画課

1 計画策定の趣旨

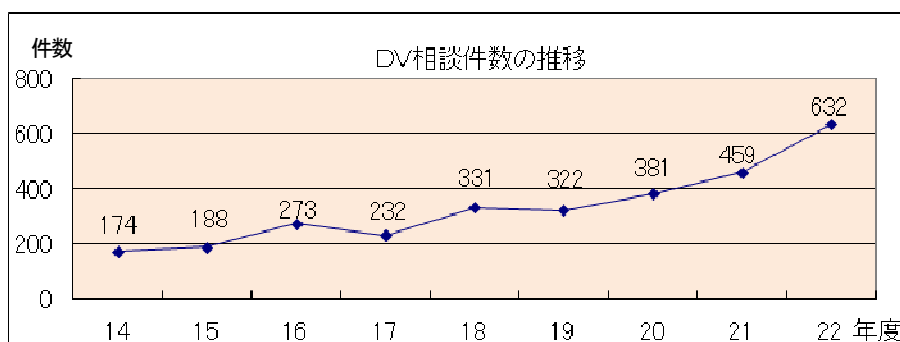
平成 19 年度に策定した「高知県 DV 被害者支援計画」が計画期間の 5 年を経過することから、現状や課題を整理し、有識者等からなる策定委員会等での議論や、パブリックコメント等を踏まえ、このたび、第 2 次計画を策定した。

2 計画の位置付け

- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」第 2 条の 3 に基づく、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための取組を、総合的、体系的に実施するための基本的な計画 〓 都道府県は基本計画を策定しなければならない。
- 「高知県男女共同参画社会づくり条例」第 7 条に規定する「男女共同参画計画（こうち男女共同参画プラン）」の中で、「女性に対するあらゆる暴力の根絶」を目指す取組としても位置づけ

3 県内の DV の状況

- 配偶者暴力相談支援センター（女性相談支援センター）に寄せられる被害者からの相談件数は年々増加（同センターが開設された平成 14 年度に比べ、平成 22 年度は約 3.6 倍）
- 県民意識調査（H21.12）では、「DV を直接、経験したことがある」は約 3 割、そのうち「誰（どこ）にも相談しない」が半数ほどを占め、相談した場合でも公的機関など外部に相談する人は少ない。



4 改定プランの内容

(1) 計画期間

平成 24 年度 ～ 平成 28 年度 （5 年間）

(2) 目指すべき社会

男女の人権が尊重され、DV をはじめとする暴力を許さない社会

(3) 基本的認識

- ① DV は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女平等の実現の妨げともなっ

いる。

- ② DVは、被害者はもとより、その子どもなど家族の心身にも深刻な影響を及ぼすものである。被害者は、自らの意思に基づき、安全に、安心して、自分らしい生活を営む権利がある。
- ③ DVの防止と、自立支援を含む被害者の適切な保護を図ることは、国、県、市町村の責務である。(法第2条)
- ④ DVをはじめとする暴力を許さない社会を実現するためには、県民の皆さんをはじめ、国、県、市町村、民間団体等の連携と協力が不可欠である。

(4) 第2次計画策定の視点と主な取組

① 関係機関・団体間の連携のさらなる強化

広範多岐にわたるDV対策のため、公的機関と民間支援団体等のさらなる連携強化に取り組む。

【主な取組】

・ブロック別関係機関会議の開催

ブロック別関係機関連絡会議を開催し、DVに対する理解を深めるとともに、市町村や地域の関係機関などによる地域でのネットワークづくりを進める。

・DV対策連携支援ネットワークの専門性の向上と支援の輪の拡大

被害者への総合的な支援などに取り組んでいる「DV対策連携支援ネットワーク」の参加団体の専門性の向上や、参加団体の拡充など、支援の輪を広げていく。

② 教育と普及啓発のさらなる強化

DV問題の解決のために、予防に向けた人権教育やDV防止の意識啓発をさらに強化する。

【主な取組】

・若者に対するデートDVの予防の強化

デートDVは、将来的にDVにつながる危険性をはらんでいることから、中高生、大学生及び保護者を対象とした授業や研修の実施等に取り組む。

・年齢に応じた人権教育の実施

幼少期からの継続した、それぞれの年齢に応じた人権教育をはじめ、職域や地域等における研修を行う。

・県民に向けた広報啓発の強化

広報紙、テレビ、ラジオ、リーフレット等多様な媒体を活用した広報啓発を強化する。

③ 暴力の連鎖を断つための子どものケアの充実

DVのある家庭の子どもの人格と権利を尊重するとともに、将来のDV被害者や加害者を予防するため、子どものケアを充実させる。

【主な取組】

・子どもの心理判定やカウンセリングの実施

DVは、児童虐待につながる場合もあることから、児童相談所等と連携して同伴している子どもの心身のケアを図る。

・障害の心配のある子どもへの対応

DV家庭で育つ子どもの中には、発達障害等の心配があるものの専門機関等につながっていない場合や、加害者によって治療が妨げられている場合があるので、そうした様子が見受けられたら、療育福祉センターと連携して適切に対応する。

・子どもの健やかな成長の見守り

学級担任をはじめ養護教諭、スクールカウンセラー等による学校でのケアや、スクールソーシャルワーカー等による家庭でのケアを行う。

④ 一時保護所退所後のフォローアップの強化

一時保護所退所後の生活支援や見守り、心のケア等のフォローアップ体制を強化する。

【主な取組】

・自立支援員による退所後の支援

自立支援員が、退所者に対して家庭訪問や電話で状況を聞き取り、必要に応じ各種手続への同行支援を行うなど、被害者とのつながりを継続し自立を見守る。

・退所者に対する継続的なカウンセリングの実施

心の傷が深い被害者に対しては、退所後も専門機関によるカウンセリングを継続的に行う。

⑤ 地域で安心して暮らすことができる環境づくり

被害者の早期発見や、継続的な自立支援のために、市町村や地域の関係機関・団体、者や住民が連携し、地域全体で見守っていく環境づくりが進むよう、県は働きかけるとともに支援する。

【主な取組】

・市町村基本計画の策定など市町村の取組の強化

市町村は、住民に一番身近な行政主体であるため、地域の実情に合わせた基本計画の策定とともに、住民への意識啓発や窓口周知をはじめ、役場の関係部署間の連携などによる取組を強化する。

・地域における支援ネットワークづくり

地域レベルのネットワークづくりを進め、地域での見守りにより、被害者の早期発見、通報、相談、自立につなげる。

また、自立には息の長い支援が必要であるため、地域での居場所づくりなどを進める。

5 進行管理

- PDCAにより取組の検証と見直しを実施
- 実施状況を高知県男女共同参画推進本部、こうち男女共同参画会議で報告
- 実施状況を県民生活・男女共同参画課のホームページで公表

6 これまでの経過

H13年10月	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」 一部施行（H13/4 公布） 配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的
H14年4月	完全施行（配偶者暴力相談支援センターに関する規定の施行）
H14年4月	女性相談支援センターを「配偶者暴力相談支援センター」として位置づけ
H16年12月	H16改正「DV防止法」施行（H16/6 公布） 国の基本方針及び県計画の策定を義務化
H19年3月	「高知県DV被害者支援計画」策定（計画期間19～23年度）
H20年1月	H19改正「DV防止法」施行（H19/7 公布） 被害者の緊急時の安全確保が配偶者暴力相談支援センターの業務として明記 市町村計画の策定、市町村での支援センター業務の実施を努力義務化

7 改定に向けての作業

H23年7・9・11月、H24年2月	第2次「高知県DV被害者支援計画」策定委員会（4回）
H23年9月、H24年1月	こうち男女共同参画会議（2回）
H23年12月～H24年1月	パブリックコメント
H24年2月	高知県男女共同参画本部員会
H23年12月、H24年3月	高知県議会へ報告